

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は
e-Taxで!!



〈金王八幡例大祭 写真提供：榊原一弘氏〉

—平成29年 年末調整説明会のお知らせ— —会員増強月間始まる—

2017.10・11
No. **549**
平成29年

会員増強にご協力を	3
平成29年度年末調整説明会開催について	5
税務コーナー	6
事業ア・ラ・カルト	8
都税コーナー	14

法人会掲示板 10・11月

10月・11月・(12月)実施する主な事業

- 10月1日 千駄ヶ谷祭り(第10ブロック)
- 10月3日 渋谷駅前清掃(青年部会)
- 10月5日 法人会全国大会:福井大会
- 10月5日 源泉研究部会研修会
- 10月8日 ビール坂祭り(第1ブロック)
- 10月10日 第7ブロック税務講習会
- 10月10日 特養ホーム慰問(けやきの苑西原)
- 10月11日 副都心線サミット(女性部会)
- 10月12日 第11ブロック税務講習会
- 10月14日 租税教室:鳩森小学校(青年部会)
- 10月16日 第1ブロック税務講習会
- 10月18日 第8ブロック税務講習会
- 10月18日 チャリティゴルフコンペ
- 10月18日 第10ブロック税務講習会
- 10月21日 はあとびあ原宿祭り(第11ブロック)
- 10月26日 青年部会・女性部会合同見学研修会
- 10月27日 源泉研究部会年末調整等説明会
- 11月4日 渋谷区くみんの広場
- 11月5日 渋谷区くみんの広場
- 11月7日 第4・5ブロック税務講習会
- 11月7日 第8・9ブロック合同見学研修会
- 11月7日 渋谷駅前清掃(青年部会)
- 11月8日 特養ホーム慰問
(あやめの苑代々木 秋のコンサート)

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 10月20日(金) 午後1時～3時20分
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 11月21日(火) 午後1時～3時20分
11月22日(水) 午後1時～3時20分
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 11月9日 特養ホーム慰問
(美竹の丘しぶや 秋のコンサート)
- 11月10日 全国青年の集い:高知大会
- 11月11日 エンジェルスセミナー(女性部会)
- 11月13日 経営税務学校
(税を知る週間協賛行事)
- 11月15日 渋谷税務署納税表彰式
- 11月29日 第3ブロック税務講習会
- 12月6日 広報委員会
- 12月13日 救急救命講習会(青年部会)
- 12月19日 理事会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

『消費税の軽減税率制度説明会』開催のお知らせ

- ◆日時 10月20日(金)、11月21日(火)、11月22日(水) ※何れも15時40分～16時40分
- ◆場所 渋谷税務署 7階 大会議室
- ◆定員 先着130名 <事前登録制>
- 《申込・問合先》渋谷税務署 法人課税第2部門 3463-9181(代表)
- ※詳細は、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>)

渋谷法人会 会員様限定! 短期レッスン 会社の福利厚生にいかがですか?

人前での発言に自信が出ます! カラオケ会は怖くない!

3ヶ月集中 ボイストレーニング

内容:個人レッスン 3ヶ月集中コース 合計6回(1レッスン40分) ¥30,000円(税込) ※入会金免除 その他、楽器コースもあり

<お問合せ>音楽学校INXS(インクス) TEL03-3476-4477 月～土11:00～19:00 道玄坂2-18-11サンモール道玄坂604

10月・11月・12月は 法人会の会員増強月間

ー増強目標は250社です達成にご協力下さいー

今年も法人会では、10月、11月、12月の3ヶ月間、例年通り会員増強月間を実施いたします。増強目標は今年は250社と定め、各ブロック役員、また会員の皆様のご協力をお願いすることといたしました。

会社経営者や総務・経理担当者の方は、税理士に相談できるぐらいの知識は必要です。知らなかったでは済みません。

法人会に入会しますと、法人会が開催いたします諸事業に無料、または非常に安い料金で参加可能です。決算法人・新設法人等の税務関係説明会や経営セミナー、夏期ゼミナール、簿記講習会、政治・経済等の講演会、人事・労務関係等のセミナーなど、幅広い分野にわたる事業に参加し、自由に最新の情報を得ることができます。また、各地域（ブロック）の諸活動にも参加でき、地域での情報も得ることができます。法人会は、様々な業種の法人の集まりです。多くの経営者の方々と親交を深められ、事業のプラスになります。

☆セミナーオンデマンドとDVD無料レンタルのご案内☆

渋谷法人会HPから487タイトル、3063のムービー（2017年8月現在）の税務はもちろん経営、経済、労務・財務等会社経営に役立つセミナーから政治や健康など様々な内容のものをご覧いただけます。

会員でない方でもご覧いただけるものもありますが、是非、会員の方はメールアドレスの登録をして、会員専用セミナーもご覧下さい。

また、簿記、ビジネスマナー（人材育成）、ワード・エクセル講座や営業ノウハウなどの知識を得られるDVD無料レンタルもあります。（会員のみ）

※メールアドレスの登録をすると、他のコンテンツもご利用可能となり、会社事業のPR等もできるようになります。

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ

渋谷法人会

検索

e-Taxを利用しよう

渋谷税務署新幹部ご紹介



副署長
宮部 国輝

出身 岐阜県高山市
前任 留任(2年目)
一言 会員の皆様から、地域の特性や魅力などをお聞かせいただき、渋谷区への愛着をますます深めようと思っています。昨年に引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

署 長
笠原 瑞弘

出身 東京都武蔵野市
前任 東京国税局 課税第一部次長
一言 趣味はフライフィッシングです。ホームグラウンドは長野県の伊那谷で、岩魚とアマゴに遊んでもらっています。

副署長
堀 隆治郎

出身 北海道余市町
前任 留任(2年目)
一言 札幌局からの単身赴任、2年目となります。休日には重たいカメラを担いで持出し、被写体を探して歩き回って撮影テクニックを磨きたい、と常々考えてはいるのですが...



法人課税第1部門
審理担当上席国税調査官
大西 公彦

出身 大阪府茨木市
前任 留任(2年目)
一言 今事務年度中に渋谷区内を隈なく散策し、色々な顔を持つ渋谷の街を良く知りたと思います。渋谷法人会を盛り上げていけるようにがんばります。

法人課税第1部門
統括国税調査官
花田 孝幸

出身 広島県安芸郡
前任 留任(2年目)
一言 この1年で平日は、法人会用務で全ブロックに伺い、休日は大田区の自宅から電動自転車ですぐ渋谷区内の各地を回りました。趣味は野球観戦(阪神ファン)で年に1回は甲子園に行き、普段はテレビで観戦しています。引き続き宜しくお願いします。

法人課税第3部門
統括国税調査官
高盛 弘美

出身 長野県南佐久郡小海町
前任 留任(2年目)
一言 渋谷署2年目となりました。源泉研究部会の益々の発展のため協力してまいります。宜しくお願いします。

法人課税第3部門
審理担当上席国税調査官
田中 英司

出身 石川県白山市
前任 渋谷署 国際税務専門官(源泉所得税担当)
一言 中7年で同じ仕事をさせていただくことになり、ビックリしております。1年間よろしくお願い致します。

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

渋谷税務署・渋谷区役所からのお知らせ

～平成29年分 年末調整等説明会の開催～

税務行政につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

(「年末調整のしかた」などの書類につきましては、10月下旬に発送を予定しております。)

開催日	用紙配布	説明会	対象地域(※)	会 場
11月8日(水)	9:20～9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷区文化総合センター大和田 4階 さくらホール
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月9日(木)	9:20～9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	渋谷区桜丘町23-21 (下の地図をご覧ください。)
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【問い合わせ先】

○説明会、源泉所得税関係について

渋谷税務署 源泉所得税担当 03-3463-9181 内線 5032

○用紙請求、法定調書関係について

渋谷税務署 管理運営部門 03-3463-9181 内線 2022

○給与支払報告書及び住民税特別徴収について

渋谷区役所 税務課 課税第一・第二係 03-3463-1719・1726・1738・1743 (直通)

自動音声案内にしたがって、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。
なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

【説明会場案内図】

※昨年と同じ会場で開催します。



渋谷区文化総合センター大和田

4階 さくらホール

渋谷区桜丘町23-21

アクセス

- ・渋谷駅より徒歩5分
- ・大和田シャトル直行バス
(ハチ公口 - 大和田)
- ・ハチ公バス コミュニティバス
(夕やけこやけルート)

◎説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

～「税を考える週間」とは～

平成29年11月11日(土)～17日(金)

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマとして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

1 国税庁ホームページによる広報

○国税庁の取組紹介

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や取組を紹介します。
- ・国税当局が実施している講演会の資料を公開し、国税庁の取組や税務署の仕事、税の役割など国税庁に関する情報について、最新のデータなどを基に詳しく解説します。
- ・国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明します。

2 SNSを利用した広報

○ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施します。

また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続などへの国税庁の取組

○社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、平成27年10月からマイナンバー（個人番号）及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。

国税庁においては、制度の定着に向けて、引き続き、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関として、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう、関係省庁と連携を図りつつ、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組めます。

○e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm（掲載URLは平成29年8月現在のものです。）

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト



www.houjin-bangou.nta.go.jp

この社会あなたの税がいきている

都税事務所だより

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	—
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○見込納付（確定申告分のみ） ○延滞金の納付	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付	—

<eLTAXのご利用時間>

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続きについてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



「特定空家等」に該当すると土地の固定資産税・都市計画税の税額が高くなる可能性があります（23区内）

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき勧告を受けた「特定空家等」の敷地については、区役所からの連絡により、賦課期日（1月1日）までに勧告に対する必要な措置が講じられたことが確認できない場合、固定資産税・都市計画税の住宅用地に係る課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）対象から除外されます。

★「特定空家等」とは？

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項において「空家等」のうち以下の状態にあると認められるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

★「空家等対策の推進に関する特別措置法」のお問い合わせ先

特定空家等の勧告や必要な措置等については・・・

→ご所有の土地・家屋が所在する区にある区役所へ

住宅用地の特例や固定資産税等については・・・

→ご所有の土地・家屋が所在する区にある都税事務所へ それぞれお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会
事業
アラカルト

第2回理事会を開催

去る7月13日(木)午後2時より原宿東郷記念館において、第5回通常総会後初の、今年度第2回理事会を開催した。



堀副署長ご挨拶

最初に柳田会長の挨拶に続き、渋谷税務署 堀法人総括担当副署長にご挨拶をいただき、議案審議に入った。



柳田会長挨拶

審議は、第5回通常総会の報告と各事業報告、夏期ゼミナールや大型保障推進会議、会員増強合同会議など、今後の事業計画の承認を得た。

また、平成29・30年度の顧問・相談役、正副会長、理事、監事、委員会の体制について確認をした。

出席者は、署から堀副署長、花田第一統括官、大西審理担当上席調査官、法人会は、柳田会長他50名。



第2回理事会

法人会福利厚生制度役員連絡協議会を開催

去る7月13日(木)原宿東郷記念館において、午後3時から会員の福利厚生に資する制度を推進する、大同生命保険(株)、AIU損害保険(株)、Aflacと正副会長、常任



安田大同生命
渋谷支社長挨拶



AIU：林営業第一課長



Aflac：山浦担当課長

理事、理事、監事、厚生委員、組織委員との法人会福利厚生制度推進役員連絡協議会を開催した。

この会議は会員のみが加入でき、保険料を経費として計上できるなど、有利な経営者向けの保険の進捗状況を法人会役員に説明し、理解と協力を得る為のもので、まず大同生命保険(株)渋谷支社安田支社長の挨拶に続き、大同生命の庄司課長、AIU損害保険(株)林営業第一課長、Aflac東京第一支社山浦担当課長より、それぞれ説明があった。



講師：村上元茂氏

続いて、“雇用トラブル対策セミナー”として弁護士の村上元茂氏より『すぐに役立つ雇用トラブル対策のポイント』と題した講演を聴講した。



新居厚生委員長挨拶

その後それぞれの推進員の紹介があり、制度推進のご協力のお願いがあつた。



福利厚生制度連絡協議会

「相続税完全マスター」セミナーを開催

去る7月25日(火)、8月22日(火)各午後2時より渋谷法人会館に於いて、辻・本郷税理士法人の山田篤士氏を講師に迎え、「相続税完全マスター」セミナーの第1回・2回を各午後2時から3時30分まで開催した。



相続税完全マスター

電子納税、電子申告を活用しよう

内容は、第1回は「税制改正で、相続税はこう変わった！」小規模宅地の特例のポイント（二世帯住宅と老人ホームの取扱い）について、そして第2回は「相続税の増税に備える！」、第3回「相続税の税務調査」“調査の実態が分かれば怖くない”というテーマで研修を受けた。



講師：山田篤士氏

第46回夏期ゼミナールを開催

8月3日(木)4日(金)、恒例の夏期ゼミナールを箱根湯本温泉、ホテル南風荘に於いて開催した。

開会は午後3時20分、柳田会長の挨拶に引き続き、ジャーナリストで作家の横村出(よこむらいずる)氏を講師に迎え、『誰が世界の混乱をプロデュースしているのか』と題して講演をいただいた。横村氏は、世界中の紛争地を多く回ってこられた方で、専門はロシアとヨーロッパ。

まず直近一週間の世界の最新ニュースを紹介。続いて“フェイクニュース”に触れ、フェイクニュースは誤報とは違い、9割の真実の中に嘘を意図的かつ巧妙に埋め込んでいるので、プロのジャーナリストでも見抜くのは難しいとのことだった。

それから、プーチン大統領の人物像等をジョークを交えて話され、90年代に会った印象では大変地味な人で、後に大統領になるとは思わなかったそうだ。

世界の混乱要素は「ロシア」「北朝鮮」「トランプ大統領の政治的不安」であり、世界のグレートパワーはロシア、中国、アメリカで、衝突はこれらがぶつかり合うエリアで起こる。なぜなら大国にとっては衝突＝



柳田会長挨拶



講師：横村 出氏



夏期ゼミナール

利益だからだということだった。

午後6時から懇親会に入り、会長挨拶、八木原副会長の乾杯に始まり、歌に会話に大変盛り上がった。午後8時新居副会長の中締めで宴会を終了。翌朝、朝食後解散した。出席者52名



懇親会

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、法人会事業の充実等を図るため、毎年会員増強月間（10・11・12月）を開催しており、今年も8月28日(月)（正・副会長、常任理事、組織委員）会員増強合同会議を開催した。

当日は渋谷税務署より、堀法人総括担当副署長、花田法人第一統括官と大西審理担当上席にご出席いただき、新しく就任した雨宮組織委員長のもと、依然として厳しい経済環境の中、現状報告と今年度の会員増強月間の実施要領、退会防止策や増強目標数について最終検討をした。目標数は今年度も250社に決定したが、雨宮委員長より、是非役員の方お一人に付き1社勧奨してほしいとのお願いがあった。



堀副署長ご挨拶



雨宮組織委員長挨拶



会員増強合同会議

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

ブロックだより

第20回初台地区ふれあいまつり

第8ブロック（光山ブロック長）

第9ブロック（野口ブロック長）

去る7月23日(日)初台地区の初台まつりに、昨年に引き続き、第8ブロックと第9ブロックで合同参加し、事務局からも2名参加した。また今年も就業体験の代々木中学校の生徒7名と引率の先生1名がその受付を担当した。

渋谷税務署監修の恒例の“税金クイズ”に大人の方はもちろん、主に夏休みに入ったばかりの子供たちが挑戦、一所懸命に考え、その後もらった景品に喜んでいった。



初台ふれあいまつり

恵比寿盆踊り大会に参加

第2ブロック（並木ブロック長）

去る7月29日(土)30日(日)と恵比寿盆踊り大会が開催され、第1日目の29日に第2ブロックの役員の方々と事務局2名、大同生命2名が参加した。

今年も猛暑の中、“税金クイズ”に挑戦してもらい、解答していただいた方にはカップメン、お菓子そして子供にはおもちゃも提供し、法人会をアピールした。



恵比寿盆踊り

笹塚サマーフェスティバルに参加

第7ブロック（飯島ブロック長）

笹塚駅前で毎年7月下旬に金・土の2日間開催している笹塚サマーフェスティバルの1日目の7月29日(金)

に今年も参加した。

ことしも猛暑の中のフェスティバルとなったが、恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、解答者にお菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



笹塚サマーフェスティバル

健康講座を開催

第5ブロック（梅原ブロック長）

第5ブロックでは去る8月29日(火)健康講座を宇田川町の中国料理「白鳳」において開催した。

今回の健康講座は、『生活習慣病予防のための低糖質食とハーブ療法』と題して、メディカルサポートスクール(株)代表の柳楽(なぎら)いづみ氏を講師にお招きし、講座を開催した。

氏は、10年間の看護師経験と5年間の美容業界での活動を通して得た経験から、「細胞レベルで健康で楽しく美しく」をテーマに活動されているとのことで、約1時間の講演でも、食からの健康と美容ということを中心に講演された。

出席者の方々も各々持論をお持ちのようで、講演を終えてからも質問が出て、健康法の摺合せをされていた。出席者40名。



健康講座



梅原ブロック長挨拶



講師：柳楽いづみ氏

メールアドレスを登録しよう

友を選ばば「正直・誠実・多聞」

●「縁を結ぶ」とはどういうことか

賀状のやり取りをしていて、仕事上で時候の挨拶をする人が、ほとんど増えていないことに気がきました。名刺交換をするチャンスが減ってきたからです。一方、メールソフトのアドレス帳には、毎日のように新規アドレスが増加しています。

しかしそれらのアドレスの持ち主の多くの方とは、お会いしたことがないのです。そこで、このネットでのつながりをはたして「縁」と呼べるか、考えてみました。

人は「おぎゃあ」と生まれたときから家族・親戚と「血縁」ができ、幼児になると保育園や隣近所の友だち・同郷という「地縁」ができ、やがて同窓という「学縁」ができ、仕事を始めると同僚、上司、部下、さらには取引先などと「職縁」ができ、また結婚をすれば「夫婦の縁」が結ばれます。さらに趣味を通しての「同好のよしみ(誼)」もあります。このように、人は縁によって多くの人とつながっています。

この「縁」を交友関係ということができるとは、どれだけ豊かで密度の濃い交友関係を構築しているかで、その人の人生は変わります。ではどうすれば、濃密な「縁」を築くことができるのでしょうか。

筆者が高校生の時分に恩師から教わった歌に、与謝野鉄幹の『人を恋ふる歌』があり、その一節が「友を選ばば 書を読み 六分の俠気 四分の熱」でした。意訳すると「友だちをつくるならば、本をよく読む人で、義理人情に厚く、情熱を持っている人を選べ」ということになるのでしょうか。多感な高校生にとって身に染みた言葉です。昔の教師はえらかったと思います。

ところで「金持ちより人持ちのほうが幸せ」という言葉を聞いたことがあります。

有名人や議員などの名刺をいくつも持ち歩き、それをひけらかして、自分がいかに多くの人と縁を結んでいるかを自慢する人がいますが、誰も彼を「人持ち」とは思わないでしょう。何かの拍子で名刺交換しただけであって、縁を結んではないからです。その証拠に、「できればその方をご紹介いただけないでしょう

か」と頼むと「いやあ、そのうち会ったときに話してみよう……」で、おしまいになってしまいます。こういった人と付き合うと、振り回されることが多く、疲れるだけです。

「人持ち」になるには、まず自分自身がよく本を読み、いつも相手のことを考え、相手の心を熱くする情熱を持っていなければなりません。そうすれば人は寄ってくるのです。

●「三損友」と「三益友」

しかし、多くの人が寄ってくるからといって、それだけで「人持ち」と言えるのでしょうか。

寄ってくる人の中には「ご機嫌をうかがう人」「こびへつらう人」「口先で良いことばかりを言う人」もいます。こういう人が寄ってくると、つい心地よくなって仲良くしてしまいます。そして、後で自分が利用されていたり、だまされたことに気がきます。『論語』では、その三種類の人を「三損友」(さんそんゆう)と言い、付き合わないほうがよい3タイプとしているそうです。

この「三損友」に対し「三益友」(さんえきゆう)も説かれています。「三益友」とは、付き合っで益になる三種類の友のことで「正直な友」「誠実な友」「物知りで相談に乗ってくれる(多聞)友」です。一人でも多く、こういう人たちと縁を結ぶことができれば「人持ち」として幸せな人生を歩めるのではないのでしょうか。しかし、それには自分もまた「三益友」でなければならぬのです。

ネット社会になり、リアルな人間関係を築く機会がますます少なくなっています。「ひとり焼肉」のように「おひとり様」も、ごく自然な時代になっています。以前に比べて人間関係が希薄になってきているように思えてなりません。ネット上のつながりを「縁」とか「交友関係」といえるのでしょうか。「縁」を結ぶのはそんな手軽にできることではないと思うのですが、いかがでしょう。

おっと危ない!

言葉の落とし穴

●書き下し文 書き下ろし文ではありません●

「書き下し文」は、漢文を訓読し、日本語の語順に合わせて漢字仮名交じりで書き改めた文。「読み下し文」「漢文訓読文」などともいう。

これは「かきくだしぶん」と読むのだが「かきおろしぶん」と誤読されることも少なくない。その結果、「書き下ろし文」と誤って表記されることもある。

「書き下ろし」というのは、小説などを新たに書くこと、また、その作品のこと。すでに雑誌や新聞などに掲載されたものの再録に対して、最初から単行本用に発表した作品についてという言い方だ。

●夜着（よぎ） 夜に着る服？●

部屋着のまま寝てしまう人も多いという昨今。

「夜着は断然パジャマが良いのです」とネット上にあった。眠り専用なのだからという。この文章、「夜着」を寝巻の総称と勘違いしているようだ。

「夜着」というのは昔の寝具の一種で、夜、寝るとき上に掛ける布団のこと。特に、着物の形に作られた大型の掛布団をいう。綿がたくさん入っていて、とてもあたたかいとかで、冬の季語になっている。

夜着ひとつ祈り出して旅寝かな

芭蕉

●邸 「亭」との違いは●

「旧岩崎亭庭園を訪問しました」。ネット上で見つけた一文だが「岩崎亭」ではなく「岩崎邸」が正しい。

「邸」は、大きくて立派な家、地位の高い人の家を表す。「私邸」「別邸」などの語のほか、住んでいる人の名字に付けて「～邸」の形で使うことも多い。一方「亭」は旅館・茶屋・寄席など、人の集まる建物の名に付ける。もともとあずまの意で、簡素な建物を指した。

「旧岩崎邸庭園」は、東京にある都立庭園。三菱財閥岩崎家の本邸だった建物と庭園を公園として整備したものだ。

●予防線を張る 引きちゃダメ！●

「実際に話し合いをする前に、予防線を引いておこう」手ごわい相手と渡り合うためには、前もって策を講じておく必要があるのだろう。しかし、「予防線を引く」はただけない

「線」だからつい「引く」とつなげてしまいがちだが「予防線」は、後で失敗したり非難されないように、あらかじめ打っておく手段のこと。

「陣を張る」というときのように、構える・整える意の「張る」で受けて、「予防線を張る」と使う。

防災・防犯 たまたま箱

尾崎 素那栄 ●災害防止アドバイザー

地震保険って何？

大地震が起こると、家屋が倒壊したり、火災で家財が焼失したりすることが考えられます。地震によって被る経済的負担を減らすことも、防災対策として重要です。

まず知っておいてほしいのは、地震による火災の被害は、火災保険では補償されないということです。地震による建物・家財の損害をカバーするには、地震保険に加入する必要があります。ただし、地震保険単独での契約はできず、必ず火災保険とセットでの契約となります。（既に契約している火災保険に、地震保険を加えることも可能）。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・

損壊・埋没・流失による住居用建物と家財の被害を補償するもの。建物と家財は個別に保険金額を設定します。保険金額は火災保険の30～50%の範囲内とされますが、建物は5,000万円、家財は1,000万円を上限とします。

保険料は建物の構造、所在地、保険金額によって決まり、建築年または耐震性能により10～50%の割引が適用されます。また、その年に支払った地震保険料の金額に応じて、所得控除を受けることができます（最高5万円）。

なお、地震の発生日から10日以上経過した後には生じた損害や、地震の際の紛失、盗難の被害は対象になり

ません。また、工場や事務所専用など住居として使用していない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、骨董、美術品、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券など）、預貯金証書、印紙、切手、自動車なども対象外です。

前述のように、地震保険は保険金額に限度が設けられているので、火災保険に比べると補償される額は低くなります。例えば、建物に2億円の火災保険を掛けていても、地震保険による補償額は5,000万円になります。しかもこれは全損した場合です。半損だとその50%で、2,500万円、一部損は5%の250万円の補償となります。

地震保険の契約要件は法律で定められているので、基本的にはどの保険会社の商品も同じですが、商品によっては、保証を上乗せする特約を付けられるものなどもあります。損害保険各社の内容を比較検討してみてください。

e-Taxを体験してみよう！

平成29年7月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(有)マツ・カンパニー	溝上 潔	恵比寿1-18-16	6450-3432	芸能プロダクション
1	弁護士法人マネジメントコンシェルジュ	村上 元茂	広尾5-14-2	5447-7735	弁護士
3	(株)プレジデント	森 正	渋谷2-8-4	6427-4796	飲食業
7	(株)へいわの灯火舎	大井 一雄	幡ヶ谷3-64-13	3376-0020	情報処理・出版
7	和食処 繁	江口 繁	幡ヶ谷2-48-3	6300-5316	和食処
10	(株)アモール	玉腰 久幸	千駄ヶ谷2-6-10	3470-7660	服地卸

平成29年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(有)ルビコン	峯 幸男	恵比寿南3-7-3	3715-1602	アパレル
4	アーバンスクエア(株)	松永 富大	桜丘町4-23	6416-5012	内外装着板設置室内什器類組立工事
8	(株)新都市建築設計事務所	中野 淳	初台1-9-13	3320-4367	建築設計監理
10	日本ベルックス(株)	野澤 昇	千駄ヶ谷1-23-14	3478-3142	卸売業
区外	メットライフ生命保険(株)	佐藤 好広	中央区日本橋本町1-1-1	5203-5811	生命保険



渋谷にロープウェー！

昭和26年8月開業というから戦後6年で、渋谷のど真ん中にこんなに楽しそうな風景が繰り広げられていたとは仰天である。現在の東急東横店・東館屋上から玉電ビル（現在、西館）を結び、玉電ビル屋上で降りることは出来ず東横店に引き返す運行形態であったとのこと。山手線をはさんでの運航は、現在では考えられないのではないだろうか。

子ども限定の乗り物だったようであるが、昭和28年、片方の玉電ビルの大増築工事のため惜しまれつつ廃止となったそうである。



現在の渋谷



バリアフリー改修をした住宅に対する 固定資産税が減額されます(23区内)

＜減額の対象となる住宅＞

新築された日から10年以上経過した住宅で、65歳以上の方等が居住する住宅について、平成30年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合

＜減額の年度と額＞

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり100㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)

減額を受けるためには、バリアフリー改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要です。

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外でバリアフリー改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

省エネ(熱損失防止)改修をした住宅に対する固定資産税が減額されます(23区内)

＜減額の対象となる住宅＞

平成20年1月1日以前からある住宅で平成30年3月31日までの間に、人の居住の用に供する部分(賃貸部分を除く。)において、一定の要件を満たす省エネ(熱損失防止)改修工事を行った住宅

＜減額の年度と額＞

改修工事完了年の翌年度分に限り、居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1※が減額されます(賃貸部分は、減額の対象にはなりません。)

※改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2

減額を受けるためには、改修工事完了後3ヶ月以内に、申告が必要です。

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

なお、23区外で省エネ改修をした場合には、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格から1,300万円(価格が1,300万円未満である場合はその額)が控除されます。

特例の対象となる住宅 *長期優良住宅の認定基準(床面積要件等)とは異なります

- ①平成30年3月31日までの間に取得した住宅であること
(認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。)
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③1戸あたりの床面積が50㎡以上240㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上240㎡以下)

【税額の算出方法】

$$\text{住宅の価格}^* - 1,300\text{万円} = \text{課税標準額} \quad \text{課税標準額} \times \frac{3}{100} (\text{税率}) = \text{税額}$$

※住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格(評価額)をいいます。

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都 主税局

検索

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621 (代表)

振替納税を利用しよう

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

＜減額の対象となる住宅＞

- ①平成30年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下）

＜減額される期間・税額＞

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分）

減額される税額 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1が減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）

しゅや法人No.548

季節のクロスワードパズル●解答

解答 ボノオドリ

ア	オ	モ	リ		カ	タ	ナ
ワ	ン		オ	カ	ヤ	マ	
		ド	ラ		タ		ヤ
テ		テ			グ	イ	タ
ジ	カ	ン			ル	ス	バ
ナ	ラ			ハ	マ		ナ
		オ	ン	ナ		カ	ナ
サ	ケ		オ	カ	メ		シ

◎当選者

しゅや法人No.548の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。今回の当選者は、下記の方々です。

(有)柳屋金物店 柳 宏幸様
(株)スキルホームズ 山田 幸司様
(株)エムエスアート 小幡 彰子様
(有)青山不動産 青山 博文様
開南(株) 岩本由理子様

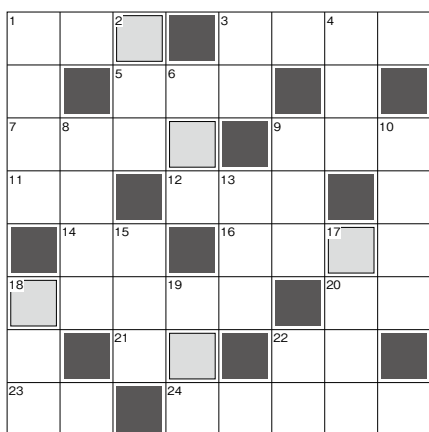
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成29年11月8日(水)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 1 「吾輩は猫である」の夏目さんと言えば
- 2 ギリシャ神話に登場する〇〇〇の木馬
- 3 ノブがある。アリスの世界では大小さまざまな登場
- 4 「白雪姫」を書きました
- 6 遣わされた者。天使は神の〇〇〇
- 8 「伊豆の踊子」を書いた〇〇〇〇康成さん
- 9 主君の〇〇〇〇を討つ「忠臣蔵」
- 10 ヘンゼルにとってのグレーテル
- 13 「オズの魔法使い」のわら製キャラクター
- 15 最後の場面は〇〇〇シーン
- 17 連載ではなく一話で完結
- 18 時代小説によく登場する村正や正宗って何?
- 19 酸っぱい!は酸味。甘〜い!なら?
- 22 〇〇書きと横書きでは、表紙が逆です

ヨコのカギ

- 1 ハードカバーじゃないなら、何カバー
- 3 宮澤賢治作「〇〇〇〇と山猫」

- 5 ドストエフスキーはこの国の作家
- 7 歴史には日本史とコレが
- 9 白土三平さんの漫画でお馴染みの忍者
- 11 珍しい話。奇談とも
- 12 大きな建物。青髭やドラキュアが住んでいる
- 14 トゲのある花。ワイルド作「ナイチンゲールと〇〇」
- 16 興味深い場面「佳境」の読みは?
- 18 期待して読んだらハズレ。〇〇〇〇〇〇を食らった気分
- 20 黄門さまは〇〇藩の藩主でした
- 21 ーで表す重さの単位
- 22 岐阜の民話「養老の〇〇」
- 23 矢沢あいさんの漫画とゾラの小説に、同名の主人公
- 24 アガサ・クリスティが書きました

解答欄

情報の使い手が情報を創る

情報活用術ソフト ナイル

パソコンが苦手だと思っている人のための道具です

E-mail:noguchi@metsssoftware.co.jp

http://www.metsssoftware.co.jp/others/index.html

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共済制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>